明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通一）　一
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（国土交通六三）　二

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委六〇）　二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三五八）　三
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等を定める件（国土交通九四〇）　六
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準を定める件（同九四一）

〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（経済産業省）　一六

〔公　告〕
諸事項
官庁
横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価方法書の縦覧及び意見書の提出・説明会の開催関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人物質・材料研究機構第十六期事業年度財務諸表、平成二十八事業年度財務諸表（独立行政法人労働者健康安全機構・独立行政法人日本貿易振興機構・独立行政法人空港周辺整備機構）、独立行政法人農業者年金基金平成二十八事業年度決算等、国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習・環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・同令第十条第一項に定める通行方法、中日本高速道路株式会社工事一部完了・料金の額及び徴収期間の変更、税理士証票無効・登録抹消、企業年金基金設立関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二〇
会社その他
会社決算公告　二三

省令

○財務省・国土交通省令第一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第三条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第三条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　法第十三条第二項第二号に規定する貸付けに関する事項	（新設）
十三　法第十三条第二項第三号に規定する保険に関する事項	（新設）
十四　法第十三条第二項第四号に規定する貸付けに関する事項	十二　法第十三条第二項第二号に規定する貸付けに関する事項
十五　法第十三条第二項第五号に規定する業務に関する事項	十三　法第十三条第二項第三号に規定する業務に関する事項
十六　業務委託の基準	十四　業務委託の基準
十七　競争入札その他契約に関する基本的事項	十五　競争入札その他契約に関する基本的事項
十八　その他機構の業務の執行に関して必要な事項	十六　その他機構の業務の執行に関して必要な事項